

地方公務員法（昭和25年法律第261号）第58条の3第2項の規定により、次のとおり公表する。

与那原町長 照屋 勉

等級及び職制上の段階ごとの職員数

平成31年4月1日現在

等級	等級別基準に規定する基準となる職務	合計		内訳		職制上の段階		
		人	%	職名	(人)	人	%	段階
1 級	主事又は技師の職務	20	15.3	主事	18	45	34.4%	主事級
				技師	1			
				保育士	0			
				保健師	0			
				教諭	0			
				栄養士	1			
				司書	0			
2 級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事又は技師等の職務	25	19.1	主事	14	45	34.4%	主事級
				技師	2			
				保育士	0			
				保健師	2			
				教諭	5			
				栄養士	0			
				司書	2			
3 級	1主任又は主任技師の職務	36	27.5	主任	21	36	27.5%	主任級
				主任技師	4			
				主任保健師	1			
				主任教諭	3			
				主任栄養士	1			
				主任司書	0			
				保育士	6			
4 級	1課長補佐の職務	24	18.3	課長補佐	14	24	18.3%	課長補佐級
				保育所 所長	0			
				幼稚園 教頭	1			
				主査	7			
				主任技師	0			
				主任保健師	1			
				主任教諭	1			
				主任栄養士	0			
				主任司書	0			
				保育士	0			
5 級	1課長の職務	20	15.3	課長	12	25	19.1%	課長級
				参事	0			
				課長補佐	6			
				保育所 所長	1			
				幼稚園 教頭	1			
6 級	困難な業務を行う課長の職務	5	3.8	課長	5			
				参事	0			
7 級	政策調整監の職務	1	0.8	政策調整監	1	1	0.8%	部長級
合計		131	100%		131	131	100%	